

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

氷川町長 藤本 一臣

市町村名 (市町村コード)	氷川町 (434680)
地域名 (地域内農業集落名)	和鹿島地区 (柳の江、島地、鹿島、南鹿野、北鹿野、東網道、中網道、西網道、沖塘)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月2日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本町は、農業者の平均年齢62.3歳と高齢化が進み、今後、遊休農地の増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散している担い手の農地の集約化を図るとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

経営体数:268経営体(うち法人10経営体、集落営農法人4経営体)

農業従事者数:699人(うち50歳代以下327人)

※若洲地区含む

主な作物:イチゴ、水稲、小麦、い草、トマト、ミニトマト、ブロッコリー

- ・農業者の高齢化や担い手不足。
- ・農繁期の労働力不足。
- ・気候変動等の外的要因による農業収入の不安定化。
- ・集落営農法人への理解不足、未加入。
- ・小規模経営農業者への支援(機械購入補助等)不足。
- ・基盤整備が整っていない農地の点在化。
- ・条件不利農地の耕作放棄地化
- ・有害鳥獣による農作物被害の増加。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・いちご、もち米、イ草を主要作物とし、団地化を促進するとともに、水稲の裏作として高収益作物を導入し、農業収益力の強化を図る。
- ・有機栽培に取り組むことができるよう地域の雰囲気醸成を図る。
- ・地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	530 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	438 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員と農地利用最適化推進委員と調整し、農地バンクを通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・離農や規模縮小等の農業者の情報を地区、行政機関等で共有し、農地バンクを活用した地区内の担い手への集積に取り組む。
 ・農地バンクを活用した農地については、農作業の効率化や経費削減等を実現するための圃場の集約化に取り組む。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・農作業の効率化や生産性向上のための大区画化の基盤整備に取り組む。
 ・用排水対策が必要な箇所については用排水整備に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・認定新規就農者等の育成・支援に取り組む。
 ・離農者から地区内の担い手への経営継承につながるよう取り組む。
 ・農業後継者の婚活事業の推進に取り組む。
 ・農業の魅力発信に取り組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・地域内で農作業の効率化を図るため、作業の受託ができる事業体へ農作業の一部を委託するとともに、作業の受託ができる事業体の情報を集約・共有し、作業の委託が必要な経営体が活用できる環境を整備する。これにより、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策として、耕作放棄地の管理や農作物の廃棄方法等について地域で取り組む。
 ③農作業の効率化を図るためスマート農業の導入に取り組む。
 ⑩集落営農法人の組織強化のため、法人への新規加入促進に取り組む。